

農業委員会だより

田原市農業委員会 / ☎ 23 3519 FAX 22 3817



老後の備えは農業者年金 節税対策しながら年金積立！

●加入資格

次の3つの条件全てを満たしている方。

- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上65歳未満

ポイント①

税制面で大きな優遇措置あり

支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税などの節税につながります。

ポイント②

政策支援の要件を満たす方には国庫補助あり

認定農業者で青色申告をしている方、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定

の要件を満たす方は、保険料の国庫補助を受けることができます。国庫補助は、経営継承などの一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給できます。

ポイント③

保険料は変更可能

保険料は月額2万円（35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円）から6万7千円の範囲で変更、途中で脱退・再加入することもできます。また、農業経営の状況に応じて保険料を見直すことができます。

ポイント④

終身年金で死亡一時金あり

年金は、生涯受け取ることができます。また、80歳前に死亡した場合、80歳到達月までに受け取れる予定であった金額を一時金として



遺族が受け取ることができます。

※詳しくは、農業者年金基金HPをご覧ください。

●問い合わせ

農業委員会事務局または

愛知みなみ農業協同組合総務課

☎ 34 0373



▲HP

違反転用をなくしましょう！

農地（登記または現況が田畑）を耕作以外の住宅・駐車場などにしたい場合は、農地転用許可が必要で。

※市街化区域の場合は届出が必要

●転用の種類

・農地法第4条

農地の所有者が自分で耕作以外の使い方をする場合

・農地法第5条

農地の所有者以外の者が農地を買ったり借りたりして耕作以外の使い方をする場合

●違反転用に対する措置

手続きをせずに農地転用を行うと違反転用行為となり、是正の指導、工事停止の勧告、原状回復命

令などが行われます。懲役や罰金が科される場合もあります。

農地は周囲の状況によって扱いが異なりますので、農地転用を検討する場合は、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

「全国農業新聞」を 読みましょう！

全国農業新聞は、「見やすい」「分かりやすい」「紙面を追求して、週1回発行しています。

す。農家の皆様の情報収集のツールとしてぜひご購入ください。

●発行 月4回（毎週金曜日）

●購読料

- ・郵送版 700円/月
- ・電子版 500円/月

※郵送版をご契約の方は電子版も閲覧できます。

●申込

農業委員会事務局または全国農業新聞HPから



▲HP

